

社会福祉法人櫻灯会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人櫻灯会（以下「櫻灯会」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事および評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定め、法人の適切な支出と運営に資することを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については業務に応じ、別表1に定める額を支給する。
- (2) 常務理事については、職員である場合は報酬等は支給しない。
- (3) 常勤役員については、職員である場合は報酬等は支給しない。
- (4) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員及び役員等の報酬の算定方法)

第3条 非常勤役員及び役員等の報酬額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額とする。
- (2) 役員等が職務のため、出張したときは、費用の実費（交通費、宿泊料）を別途支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は法令び定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する

2 報酬等は辞退することができる。

(公表)

第5条 櫻灯会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2代1項第2号に規定する報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な項目は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人櫻灯会役員報酬規程(平成24年4月1日施行)は廃止する

別表 1

区分	業務内容	報酬
理事長	理事会等会議出席及び法人業務執行のための勤務	月額 100,000 円
理事	理事会等会議への出席	10000 円
監事	監事監査、理事会等会議への出席	10000 円
評議員	評議員会等会議への出席	10000 円